

会津地方で主に観光客向けの土産用菓子の製造販売業を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、風評被害の影響を考慮して、原発事故の影響割合を、平成25年3月分から平成26年2月分につき6割、平成26年3月分から平成27年2月分につき4割として賠償された事例。

### 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人合資会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

#### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

##### （1）損害項目

営業損害（逸失利益） 金2267万9717円

##### （2）期 間

自 平成25年3月1日 至 平成27年2月28日

#### 2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項（1）記載の損害項目及び同（2）記載の期間に対する和解金として金2267万9717円の支払義務があることを認める。

#### 3 支払方法

（省略）

#### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項（1）記載の損害項目（同項（2）記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1） 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2） 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

#### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、当事者がそれぞれ署名（記名）押印のうえ、各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年8月1日

（仲介委員 副田純子）